3）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、合板、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限る。

4）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限る。

5）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限る。

別表第１備考Ⅲ⑧「876」の項を次のように改める。

「876」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
	内装容器	旅客機以外の航空機		外装容器	旅客機以外の航空機	
		内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量		包装物当たりの許容容量	容器の種類
1724，1728，1747，1753，1762，1763，1766，1767，1769，1771，1781，1784，1799，1800，1801，1804，1816，1818，2434，2435，2437，2986，2987	ガラス製又は陶製容器	１ℓ	30ℓ	１Ａ１，１Ａ２，１Ｄ，１Ｇ，１Ｈ１，１Ｈ２，４Ａ，４Ｃ１，４Ｃ２，４Ｄ，４Ｆ，４Ｇ，４Ｈ１，４Ｈ２	30ℓ	１Ａ１，３Ａ１，６ＨＡ１，鋼製シリンダー
	プラスチック製容器	—				
	金属製容器	５ℓ				

㈱　金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

別表第１備考Ⅲ⑩「955」の項から「Ｙ958」の項までを次のように改める。

「955」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量
2990，3072	上限なし

㈱１）救命用具は、内装容器に収納した後外装容器に収納し、下記の措置を取ること。

ア）発煙信号及び照明筒は、プラスチック製又はファイバ板製の内装容器に収納すること。

イ）硫化マッチ及び修理用キットは、金属製等の強固な内装容器に収納し、移動しないように緩衝材をあてがうこと。

２）膨張式救命いかだ又は航空機非常用脱出すべり台は、偶発的に作動しないように強固な容器に収納すること。

３）次に掲げるすべての要件を満たすものは輸送禁止物件に含まれないものとする。

ア）内容積が120mℓ未満の容器であること。

イ）副次危険性を有しない区分２．２の圧縮又は液化ガス以外の輸送許容物件が含まれていないこと。

ウ）包装物の総重量が40kg未満であること。

エ）強固な外装容器に収納されていること。

「956」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器					単一容器及び複合容器		
	内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量		外装容器	包装物当たりの許容質量		容器の種類
			旅客機	旅客機以外の航空機		旅客機	旅客機以外の航空機	
1841	ガラス製又は陶製容器	10kg	200kg	200kg	１Ａ１，１Ａ２，１Ｂ１，１Ｂ２，１Ｇ，１Ｈ１，１Ｈ２，１Ｎ１，１Ｎ２，３Ａ１，３Ａ２，３Ｂ１，３Ｂ２，３Ｈ１，３Ｈ２，４Ａ，４Ｂ，４Ｃ１，４Ｃ２，４Ｄ，４Ｆ，４Ｇ，４Ｈ１，４Ｈ２，４Ｎ	200kg	200kg	１Ａ１，１Ａ２，１Ｂ１，１Ｂ２，１Ｄ，１Ｇ，１Ｈ１，１Ｈ２，１Ｎ１，１Ｎ２，３Ａ１，３Ａ２，３Ｂ１，３Ｂ２，３Ｈ１，３Ｈ２，４Ａ，４Ｂ，４Ｃ２，４Ｄ，４Ｆ，４Ｇ，４Ｈ２，４Ｎ，５Ｈ３，５Ｈ４，５Ｌ３，５Ｍ２，複合容器，シリンダー
	ファイバ製容器	50kg						
	金属製容器	50kg						
	紙袋	50kg						
	プラスチック製容器	50kg						
	プラスチック袋	50kg						
1931	ガラス製又は陶製容器	10kg	100kg	200kg		100kg	200kg	
	ファイバ製容器	50kg						
	金属製容器	50kg						
	紙袋	50kg						
	プラスチック製容器	50kg						
	プラスチック袋	50kg						
2969	ガラス製又は陶製容器	10kg	上限なし	上限なし		上限なし	上限なし	
	ファイバ製容器	50kg						
	金属製容器	50kg						
	紙袋	50kg						
	プラスチック製容器	50kg						
	プラスチック袋	50kg						
3077	ガラス製又は陶製容器	10kg						
	ファイバ製容器	50kg						